

令和7年度 改善・向上状況報告書

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施組織	対応完了年月	具体的な進捗・改善状況
確認年月	内容	確認した組織・取組（根拠）				
令和5年11月	修士学生の学位論文申請手続きについて、提出書類が多く、特に申請が集中する3月は、申請書類の確認作業に多大な時間を要し、教員の負担が大きい状況にあることから、電子申請の導入を検討する。	教務委員会	申請手続きにおける負担の大きいフローを洗い出し、デジタルキャンパス推進室と連携のうえ、電子化に向けた申請様式の見直しや手続きの効率化に向けた検討を行う。	教務委員会	令和7年10月	学位論文申請時の提出書類について、複数の様式で重複して記載が必要となっていた項目について、様式を統合し、共通情報を先頭ページに入力することで、他様式へ自動反映される仕様に変更した。 また、これまで専攻主任が事務局に提出する「審査委員候補者名簿」において、申請学生の「論文題目」の入力が必要となっていたが、電子申請の導入により、学生からの申請データから情報を抽出することで入力不要とし、専攻主任の入力の手間を軽減した。 併せて、申請する学生の負担や記載ミス軽減のため、申請様式に必要な学生の基本情報（学籍番号、所属、氏名、主指導教員名）について、RPAを用いてあらかじめ入力したものを事務局から申請対象学生に送付することとした。 上記の改善を行ったうえで、学位論文申請フローにおいて、以下の事項について、電子申請を可能とした。 ・学生：申請書類（申請書及び論文概要）の提出 ・指導教員：申請書類（申請書及び論文概要）の確認及び専攻主任への提出 ・専攻主任：申請書類（申請書及び論文概要）の確認及び事務局への提出 これらの対応については、令和7年度3月修了見込の学位論文申請者分から行うことし、令和7年度第10回教務委員会において報告のうえ、策定した電子申請フローに基づき順次行っている。
令和6年3月	グローバル化を前面に押し出す以上、海外の企業や大学と交渉し、人的交流を行うようなプロフェッショナル人材育成のための組織設計を行う必要がある。長岡技大はグローバル化が他大学にない強みであり、ロールモデルになるようなグローバル化に対応した組織設計を行ってほしい。	経営協議会	国立大学経営改革促進事業にて、PI/PM（プロジェクトマネージャー）人材の育成を進めているが、PM人材の育成について来年度から本格稼働させる予定である。この2～3月に事務職員のPM人材の候補者2名が海外現地視察を行ったが、このような事務職員の中で専門職のようなPM人材を数名程度育成していきたい。	経営改革促進事業運営委員会	令和7年9月	PM人材の育成を目的とした海外研修プログラムを令和5年11月から実施し、グローバル化に伴う国際的な業務を担う事務職員を海外教育研究機関等に継続的に派遣（令和5年度：2名、令和6年度：3名、令和7年度：1名）している。
令和6年3月	証明書発行については、来学のうえで証明書発行機か窓口での発行、及び郵送での発行依頼に限られていた。	学務課	学務学生支援ICTシステム（LiveCampus）の更新にあたり、システムの仕様策定や証明書の発行フロー、手数料の徴収等の検討を行い、証明書のコンビニ発行に向けて検討を進める。	教務委員会	令和7年9月	システムの仕様策定や発行フロー等の検討を進め、令和7年9月にこれまでのLiveCampusから、大学基幹業務ICTシステム（LiveCampusU）に更新されたタイミングで、証明書のコンビニ発行を可能とした。 これにより、来学や郵送による請求の手間がなくなり、利便性の向上及び事務局の発行に係る業務も省力化された。
令和6年4月	学部1年生の1学期は、分野未配属にもかかわらず、これまで工学の基礎科目（7科目）が、分野によって必修・選択の扱いが異なっていた。 その結果、学生が自身の履修すべき科目を把握しづらいという問題が生じていた。	教務委員会	教務委員長主導のもと、基盤共通教育系及び各分野の教員を構成員とする「初年次1学期の教育課程についての統一化タスクフォース」を設置し、工学の基礎科目（7科目）を全分野で統一して必修科目とする方針について、検討を行う。	教務委員会	令和7年6月	「初年次1学期の教育課程についての統一化タスクフォース」において検討を行った結果、学部1年生向けに開講する工学の基礎科目（7科目）を、令和8年度から全分野で必修科目として開講する方針について合意が得られた。 令和7年6月9日開催の第4回教務委員会において、この方針が正式に承認され、各分野において教育課程表の必修科目の単位数の調整を進めるとともに、履修案内の改訂を行った。

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施組織	対応完了年月	具体的な進捗・改善状況
確認年月	内容	確認した組織・取組（根拠）				
令和6年6月	<p>令和5年度の計画【3-2-1】について、定量的な目標値に達していないことから「I：達成水準を満たしていない」判定となったため、中期計画の達成に向けて改善が必要である。</p> <p>【3-2-1】 企業や外部機関との共同研究や学外派遣先での実習による産学官協働教育に参画した修士課程学生の割合を対第3期中期目標期間比40%以上増加させる（第4期中期目標期間最終年度までに達成） 基準値：参画学生割合24.0%【R3年度】 R5目標値：20%以上増(学生割合28.8%以上) R5実績値：9%(学生割合26.3%)</p>	令和5年度の計画に係る中期目標・中期計画進捗状況に関する自己評価	<p>産学官協働教育に参画した修士課程学生の割合について、目標値を達成するため以下の方策を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員が国内外の実務訓練機関等を訪問した際に、大学院学生の学外実習の受け入れ先の開拓に引き続き努める。</li> <li>・共同研究の未経験の若手教員を研究チームに参画させ、当該研究室の学生にも参画させる。</li> <li>・教授会、系長懇談会等において、多くの教員に共同研究に参画してもらうよう周知を行う。</li> <li>・参画した学生の実績データを正確に把握するため、共同研究契約を締結している代表教員のみならず全参画教員を対象として調査する。そのため、全教員にメール送信し、学生の実態について把握する。また、その際、参考として受託研究、受託事業、補助金事業等についても把握するよう努める。</li> </ul>	○教務委員会 国際産学連携機構	令和7年12月	<p>修士課程における産学官協働教育について、改善計画に基づき、共同研究・学外実習の参画を推進するとともに、参画学生の実態把握体制を強化した結果、参画割合は47.9%と大幅に向上し、令和7年度の目標値及び第4期の目標値をそれぞれ達成した。</p>
令和7年6月	<p>令和6年度の計画【3-2-1】について、定量的な目標値に達していないことから「I：達成水準を満たしていない」判定となったため、中期計画の達成に向けて改善が必要である。</p> <p>【3-2-1】 企業や外部機関との共同研究や学外派遣先での実習による産学官協働教育に参画した修士課程学生の割合を対第3期中期目標期間比40%以上増加させる（第4期中期目標期間最終年度までに達成） （基準値）参画学生割合24.0%【R3年度】 （R6目標値）25.0%以上増（参画学生割合30.0%） （R6実績値）6.3%増（参画学生割合25.5%） （R7目標値）30%以上増（参画学生割合31.2%以上） （最終目標値）80.0%以上増（参画学生割合43.2%）【いずれかの年度に1回】</p>	令和6年度の計画に係る中期目標・中期計画進捗状況に関する自己評価	<p>【学務課】 産学官協働教育に参画する修士学生数増加のための下記の取組等により、実績値の向上に向けて取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士海外研究開発実践（リサーチ・インターンシップ）による派遣学生数の増を図るため、これまで7名に支援していた旅費支援枠を10名に拡充した。</li> <li>・ソーシャルインパクト創出支援事業において、産学官協働教育となる多文化共修科目の新規開設が予定されており、科目新設後は受講者を実績としてカウントすることが可能となる。</li> <li>・長期にわたる学外機関への派遣を実施しやすくするため、大学外への派遣期間中にも講義を受講できるよう、修士課程科目等のオンデマンド受講環境の整備を進めており、今年度2学期から運用を開始する予定である。この体制整備により、海外派遣等を更に推進することが可能になると考えている。</li> <li>・授業において産学官協働教育を取り入れている科目の調査、及びシステム安全工学分野における社会人学生ならではの産学官協働教育の取組等を確認する。</li> <li>・産学官協働教育として有効である研究指導委託の実施を推進する。</li> </ul> <p>【産学連携・研究推進課】 共同研究に参画した学生割合の向上に向けて、学生を共同研究に積極的に関わらせるよう、引き続き教授会及び系長懇談会において依頼する。 また、共同研究に参画した学生データの集計について、これまで年度末から年度始めに全教員にメール配信により調査していたが、教員の年度末異動・退職に対応するため、今年度より8月から9月に調査を行い、さらに年度末に追加がないか再度周知を行う。 加えて、これまで実績の調査にあたっては、エクセルに学生氏名および学籍番号を記入して提出してもらっていたが、教員の負担を軽減するため、学務課から指導教員学生リストデータ入手し、共同研究に関わった学生に○をつける方法に変更する。調査にあたっては、指導教員が共同研究の研究代表者ではないような、他の研究室が主導する共同研究に参画した学生も報告いただくようにするとともに、契約の種別や経費の種別を問わず産官学が共同で研究を実施する趣旨に合致するものについては、例えば、契約に至らない段階のものを含め、報告いただくように、照会内容を工夫する。</p>	○教務委員会	令和7年12月	

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施組織	対応完了年月	具体的な進捗・改善状況
確認年月	内容	確認した組織・取組（根拠）				
令和6年6月	令和5年度の計画【4-1-1】について、定量的な目標値に達していないことから「I：達成水準を満たしていない」判定となったため、中期計画の達成に向けて改善が必要である。 （中期目標【8】に設定している【4-1-1】再についても、本改善事項に含みます。） 【4-1-1】 産学官協働教育を受けた博士後期課程学生の割合を対第3期中期目標期間比20%以上増加させる（第4期中期目標期間最終年度までに達成） 基準値：参画学生割合47.7%【R3年度】 R5目標値：12%以上増(学生割合53.76%以上) R5実績値：△21%(学生割合37.6%)	令和5年度の計画に係る中期目標・中期計画進捗状況に関する自己評価	産学官協働教育に参画した博士後期課程学生の割合について、目標値を達成するため以下の方策を検討する。  ・教員が国内外の実務訓練機関等を訪問した際に、大学院学生の学外実習の受け入れ先の開拓に引き続き努める。 ・共同研究の未経験の若手教員を研究チームに参画させ、当該研究室の学生にも参画させる。 ・教授会、系長懇談会等において、多くの教員に共同研究に参画してもらうよう周知を行う。 ・参画した学生の実績データを正確に把握するため、共同研究契約を締結している代表教員のみならず全参画教員を対象として調査する。そのため、全教員にメール送信し、学生の実態について把握する。また、その際、参考として受託研究、受託事業、補助金事業等についても把握するよう努める。	○教務委員会 国際産学連携機構	令和8年2月	
令和7年6月	令和6年度の計画【4-1-1】について、定量的な目標値に達していないことから「I：達成水準を満たしていない」判定となったため、中期計画の達成に向けて改善が必要である。 【4-1-1】 産学官協働教育を受けた博士後期課程学生の割合を対第3期中期目標期間比20%以上増加させる（第4期中期目標期間最終年度までに達成） （基準値）参画学生割合47.7%【R3年度】 （R6目標値）14.0%以上増（参画学生割合54.72%） （R6実績値）△39.4%減（参画学生割合28.92%） （R7目標値）16%以上増（参画学生割合55.68%以上） （最終目標値）20.0%以上増（参画学生割合57.2%）【いずれかの年度に1回】	令和6年度の計画に係る中期目標・中期計画進捗状況に関する自己評価	【学務課】 博士後期課程の学生の産学官協働教育を推進するため、令和7年度から博士後期課程の各分野に学外機関でのインターンシップ科目である「プロジェクトリーダー実習」を新設した。この科目はSPRINGプログラム学生の必修科目となっている。 引き続き下記の参加人数をカウントしていくが、特に産学官協働教育として有効である研究指導委託の実施を推進し、実績値の向上に向けて取り組んでいく。 ・研究指導委託 ※全般 ・海外リサーチインターンシップ ※イノベ（卓越） ・海外発展リサーチ・インターンシップ ※卓越 ・プロジェクトリーダー実習 ※イノベ（卓越）+博士（R7から新設） ・プロジェクトリーダー反復実習 ※卓越  【産学連携・研究推進課】 共同研究に参画した学生割合の向上に向けて、学生を共同研究に積極的に関わらせるよう、引き続き教授会及び系長懇談会において依頼する。 また、共同研究に参画した学生データの集計について、これまで年度末から年度始めに全教員にメール配信により調査していたが、教員の年度末異動・退職に対応するため、今年度より8月から9月に調査を行い、さらに年度末に追加がないか再度周知を行う。 加えて、これまで実績の調査にあたっては、エクセルに学生氏名および学籍番号を記入して提出してもらっていたが、教員の負担を軽減するため、学務課から指導教員学生リストデータを入力し、共同研究に関わった学生に○をつける方法に変更する。調査にあたっては、指導教員が共同研究の研究代表者ではないような、他の研究室が主導する共同研究に参画した学生も報告いただくようにするとともに、契約の種別や経費の種別を問わず産官学が共同で研究を実施する趣旨に合致するものについては、例えば、契約に至らない段階のものを含め、報告いただくように、照会内容を工夫する。	○教務委員会	令和8年2月	博士課程における産学官協働教育について、改善計画に基づき、共同研究・学外実習の参画を推進するとともに、参画学生の実態把握体制を強化した結果、令和7年度の参画割合は58.1%と大幅に向上し、令和7年度の目標値及び第4期の目標値をそれぞれ達成した。
令和6年8月	教職（理科）に関する情報発信を積極的にしてほしい。	高専-長岡技科大教員交流研究集会	高専連携室で、コンテンツ作成WGを設立する。	高専連携室	令和7年7月	・コンテンツ作成WGにおいて、大学説明用資料の見直しを行い、教職（理科）に関する情報が記載されたスライド（取得できる主な免許・資格と該当課程・専攻）を追加した。 ・見直し後の説明用資料を教職員が活用できるよう、学内インフォメーションページで公開した。 ・リモート大学説明会、高専訪問等において活用し、教職（理科）に関する情報発信を積極的に行った。
令和6年8月	①オープンアクセス義務化に向けた転換契約の導入や機関リポジトリの導入について ②高専機構本部事務局、各高専図書館、本学図書館の連携体制について	高等専門学校及び技術科学大学図書館情報交流集会	①高専とコンソーシアム契約している電子ジャーナルの転換契約導入を検討する。 ②高専機構本部事務局と本学図書館の連携体制の見直しを検討する（役割分担の明確化など）。	総合情報課	令和7年9月	①令和7年度4月よりElsevier社Science Directの転換契約を全国55高専とのコンソーシアムで導入した。 ②高専機構本部と連携体制の見直しについては話し合いの場を設け、役割分担の見直しを行った。

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施組織	対応完了年月	具体的な進捗・改善状況
確認年月	内容	確認した組織・取組（根拠）				
令和6年9月	「実務訓練の手引き」の改訂	実務訓練委員会	実務訓練の概要、手続き様式等をまとめた「実務訓練の手引き」について、掲載内容の見直しを図る。	実務訓練委員会	令和7年5月	実務訓練委員会において、実務訓練の概要、手続き様式等をまとめた「実務訓練の手引き」について、教育目的の実習であることを明確する等、掲載内容の見直しを検討し、令和7年度版より改訂した。併せて、様式の電子化を行った。 なお、今後も実務訓練委員会において、必要に応じて、随時掲載内容の見直しを行っていく。
令和6年10月	「学校教育法施行規則」の一部が改正され、新たに「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第27号）」第172条の2第3項第1号（大学院の標準修業年限以内修了率及び学位授与の状況）及び第2号（大学院の学位論文の評価に係る基準）に掲げる教育情報の公表が必要である。	学務課	公表が必要な内容を精査・検討のうえ、公表用ページ（ファイル）を作成し、施行日である令和7年4月1日までに公表する。	教務委員会	令和7年4月	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第27号）」第172条の2第3項第1号及び第2号に基づき、 ＜第172条の2第3項第1号＞ ・標準修業年限以内で修了した者の占める割合 ・学位授与の状況 ・学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合 ＜第172条の2第3項第2号＞ ・長岡技術科学大学学位審査取扱規程 をそれぞれ整理・作成し、令和7年4月1日に大学の公式ホームページ上で公表した。
令和6年11月	女子学生の比率を上げる対策はされているか	経営協議会	研究教育環境を整えるため男女共同参画推進室、ダイバーシティ等で制度の整備。まずは女性教員を増やす事を行って。キャリアパスが見える状況を作る必要がある。	男女共同参画推進室	令和7年9月	男女間の雇用人数の格差を是正するため教員公募において必要に応じて女性限定公募を実施するとともに女性教員の教育研究活動に必要な環境整備のため「教育研究環境整備支援経費」を配分することにより令和7年9月現在において女性教員の割合は13.6%となり、第3期中期計画実績から2%以上上昇している。また中高生に向けたすそ野拡大の取組として、令和5年度に「女子中高生のための工学系進学ガイド」を発行し、配布している他、令和6年度からはロールモデル講演会の対象者を女子学生から女子中高生まで拡大し、内容を変更して実施している。
令和6年12月	地域住民と学生との交流について、技大祭を含めて組合としても積極的に関わり、組合のことを学生に知ってもらいたいと考えている。大学から地域への広報を今後も積極的にお願したい。	長岡技術科学大学 深才下宿貸間組合協議会	大学で開催するイベント等について、下宿貸間組合事務局に伝え、組合事務局から地域住民に伝えていただく。併せて、イベント等への参加を依頼する。	学生支援課	令和7年9月	大学で開催するGX棟見学会、技大祭などのイベントについて、下宿貸間組合事務局に伝え、組合事務局から地域住民に周知及び参加について依頼した。また、オープンキャンパスでのアパートの説明について、下宿貸間組合から説明をしていただいた。併せて、「長岡技大キャンパスライフ完全サポート」と題し、深才周辺の役立つ情報が記載された深才周辺マップとなるパンフレットを作成いただき、本学の入居している学生やオープンキャンパスで相談のあった学生等に配布を行っていただいた。
令和6年12月	・内閣府主催の「ぼうさい国体」が令和7年度に新潟で開催される。県も併催イベントを企画しており、産官学連携で取り組みを進め、ぼうさい国体をきっかけに、「新潟といえば防災」という認知度を高めていきたい。 ・防災イベントに参加する方々は元々意識が高い層であり、防災意識が低い人にどのように伝えていくかが今後の課題になる。	地域防災実践研究推進協議会	地域防災センターでも、ぼうさい国体への出展を企画している。連携している各種団体も参加を検討しているので、情報共有しながら進めていく。	地域防災実践研究センター	令和7年9月	令和7年9月6日～9月7日に「ぼうさいこくたい2025」が新潟市の朱鷺メッセで開催された。同時開催の「にいがた防災産業展」と合わせ、本学関連技術の紹介として合計10ブース出展した。 出展ブースでは一般市民や子供にもわかりやすい説明とし、防災意識の啓発を行っている。

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施組織	対応完了年月	具体的な進捗・改善状況
確認年月	内容	確認した組織・取組（根拠）				
令和7年1月	（工学部・工学研究科）事項3、4、6 改善を要する事項 シラバスに関して一部不適切な記述が確認されており、既存のチェック体制では完全に網羅できていない可能性があったが、令和7年度のシラバス作成にあたっては、シラバス記載要領やシラバスチェック体制は強化されている。改定されたシラバス記載要領等に即してシラバスが作成されているか、あらためて総点検を行い、改善を確認することが必要である。	令和6年度実施 教育課程ごとの自己評価	令和7年度シラバスの作成にあたっては、授業担当教員による自己チェックの実施、教務委員会カリキュラム管理部が点検を行うシラバスチェックリストの改訂、大学院科目のシラバス点検体制の構築を図るとともに、シラバス作成研修の実施を行う等、カリキュラム管理部及び各分野におけるシラバスチェック体制の強化や改善を行った。 現在、2月28日（金）を締め切りとして、各分野等において改訂後のシラバスチェック項目により、点検を行っているところである。 このシラバスチェック終了後、総点検としてカリキュラム管理部において、今年度大幅に改定したシラバスチェックリストのチェック項目やシラバスチェック体制について各分野等からの点検報告により効果を確認するとともに、今後に向けて必要に応じて見直し・検討を行い、更なるシラバスチェック体制の整備・強化を行う。	教務委員会	令和7年5月	令和7年度シラバスの内容について、各分野等の教務委員会カリキュラム管理部（以下、カリキュラム管理部）員がシラバスチェックリストに基づきチェックを行い、すべての科目について問題がないことを確認した。 その後、カリキュラム管理部において、各分野等のカリキュラム管理部会員からの報告に基づき、改訂したシラバスチェックリストのチェック項目に基づき点検が行われていること、及び各分野等のシラバスチェック体制がきちんと機能していることを確認し、各分野等のシラバスチェック結果についても問題がないことを併せて確認した。 このカリキュラム管理部でのチェック結果については、4月7日開催の第1回教務委員会において報告があったものの、シラバスデータを確認したところ不備がある科目があったことから、改めて授業担当教員に修正を依頼した。この対応により、指摘箇所が修正されていることを確認し、記載要領に従ってシラバスが作成されていると判断した。 なお、今後も今回構築したシラバスチェック体制等により、シラバスチェックを行っていくが、現在、シラバスチェックを行った各分野等のカリキュラム管理部会員に対し、シラバスチェックリストの内容やシラバスチェック方法等についての意見を照会しており、これらの意見は集約のうえ、カリキュラム管理部において、次年度以降のシラバスのチェック体制等の改善に活かすこととしている。
令和7年2月	モンゴルツインング・プログラム学生の受入れ開始を踏まえ、学部3年入学定員割合等に関して見直しが必要である。	執行部	モンゴルツインング・プログラム学生の受入れ開始を踏まえた学部3年入学定員割合や、志願状況及び社会のニーズを踏まえた学部1年、修士課程の目安定員の見直しを行う。	将来計画委員会	令和7年4月	モンゴルツインング・プログラム学生の受入れ開始に伴う学部3年次入学割合の変更について、令和7年3月の将来計画委員会で承認された。 学部1年次および修士課程の各分野における目安定員については、志願状況や社会のニーズを踏まえ、同委員会で見直し案を説明し、各系から意見を聴取した。 系の意見を基に、令和7年4月の将来計画委員会において、学部1年次入学定員における各分野の目安定員の変更を令和7年度より適用することを決定した。 一方、修士課程入学定員における各分野の目安定員については、今後の状況を見ながら検討を進めることが承認された。
令和7年2月	教員選考における教育能力の評価方法について、規定への明文化の検討が必要である。	大学評価委員会	各系から意見聴取を行い、規定への明文化を行う。	教育研究評議会	令和7年5月	教員選考における教育能力の評価方法について、教員選考要領等に追記する等の改正を行うことに関して、各系から意見聴取を行った結果、教員選考において教育上の指導能力に関する実施状況等が確認できるよう令和7年5月に教員選考手続要領の一部改正を行った。
令和7年3月	就業規則等の改正案に対して過半数代表者から以下内容の意見書が提出され、教職員及び学生の宿泊費負担に配慮した柔軟な制度運用及びその周知が必要である。  本学旅費規程の改正により、宿泊費が定額支給額を超える場合に旅費の増額調整請求書を提出することで実費支給を可能とする上限額が改正されるが、現在の宿泊費高騰を考えると、大都市圏はもとより地方都市でも当該上限額を超えうる状況にある。業務に必要な経費が支給できるよう、引き続き宿泊状況の推移を見極めながら制度を見直して欲しい。また、旅費の増額調整請求書の存在を知らない教員も多い。手続きすれば増額できることを周知して欲しい。	就業規則等の改正案に対する過半数代表者の意見書	実費支給の上限額を超えた宿泊料の支給を認める旅費規程上の制度について運用の改善を図り、学生の外国旅行や大型イベント（2025年日本国際博覧会）による宿泊施設の逼迫等の特定の事由においては個別協議なしに実費支給の上限額の引き上げを認める申合せを制定する。また、どのような場合に宿泊料の増額調整が可能か整理し図示した宿泊料の増額調整フローチャートを作成し、学内構成員に周知を行う。	財務課	令和7年5月	大学戦略会議及び教育研究評議会で説明を行ったうえで、令和7年5月に「外国旅行に際しセキュリティの確保上やむを得ない場合における学生の宿泊料上限額の引上げに係る申合せ」及び「2025年日本国際博覧会の開催に伴う宿泊料上限額の引上げに係る申合せ」を制定し、特定事由に該当する場合に個別協議なしに実費支給の上限額を引き上げて宿泊料を支給することを可能とした。 また、上記申合せの制定に併せて、増額調整の上限額を超えるやむを得ない事情がある場合の個別協議等を示した宿泊料の増額調整フローチャートを作成するとともに、旅費の増額調整請求書の様式を増額事由や添付書類が明確となるよう改訂を行い、全学宛てにメール周知を行った。 さらに、令和7年10月開催の教育研究評議会において、宿泊料の増額調整について、学生を含めた学内構成員に対して周知・徹底するよう学長から委員に対し依頼を行った。
令和7年4月	内部質保証規則の自己評価及び自己点検の定義が不明確である。また、自己点検の実施について、責任組織に任せるのではなく、大学としての実施手順、点検事項等の定めが必要である。	大学評価委員会	自己評価及び自己点検の定義の明確化を図るため、内部質保証規則の所要の改正を行う。また、自己点検の実施に関する手順、自己点検事項、報告様式等について制定する。	大学評価委員会	令和7年6月	5月の大学評価委員会及び6月の教育研究評議会において審議を行い、自己評価及び自己点検の定義を明確化するため、内部質保証規則の改正を実施した。 また、「自己点検の実施に関する取扱い（令和7年6月20日大学評価委員会承認）」を制定し、自己点検の実施方法、自己点検事項、報告書様式等を定めた。これに基づき、該当する質保証責任組織に説明を行い、今年度より運用を開始している。

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施組織	対応完了年月	具体的な進捗・改善状況
確認年月	内容	確認した組織・取組（根拠）				
令和7年4月	博士後期課程の入学定員充足率について、認証評価の基準は満たしているが、令和7年度4月入学の充足率は67%となっている。博士後期課程のみならず、修士課程においても学内進学見込みや、出願状況を入学試験委員会が中心となり都度点検し、対応を検討する仕組みが必要である。	大学評価委員会	博士後期課程及び修士課程の入学定員充足率の確認	入学試験委員会	令和8年3月	入学試験委員会において選考を行う際に、定員充足率を考慮したうえで合否判定を行っている。また、学内進学、第1回の合格状況、第2回の出願状況を検証し、第3回の募集の実施を決定している。次年度より修士課程1年生に対して博士後期課程進学の意向調査を実施する。
令和7年4月	設置認可の基準が入学定員管理から収容定員管理になったことで、留年見込みを踏まえた学部入学定員管理を行う必要があるため、この対応方法の検討が必要である。	大学評価委員会	収容定員管理の方法	入学試験委員会	令和8年3月	収容定員充足率については5月1日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合が1.15倍未満としていることから、5月1日現在で実施する学校基本調査の結果を用いて収容定員の適正化を入学試験委員会で確認するとともに、引き続き学部の入学者数を募集人員の1.15未満に抑えることを基準として入学者選考を行う。
令和7年4月	工学系の女性が少ない現状を踏まえ、女性が学びやすい環境整備を進めるべきではないか。女性のトイレが不足しているという声が学生からあがったことは象徴的である。女性にとっての不自由さを解消し、女性研究者を増やす取組を早急に進めることができれば、大学の強みとしてアピールできると考える。	経営協議会	学生が居心地よく過ごせる環境整備が課題であり、食堂や交流空間の整備を進めている。女性や留学生が過ごしやすい空間を総合的に考え、本学の「イノベーションコモンズ」を整備する予定である。また、大学の持続可能な発展を見据えたマスタープランを策定し、環境整備を進めていく。	施設環境委員会	令和8年3月	キャンパスマスタープランを踏まえ、キャンパス全体のイノベーションコモンズ化に向け、附属図書館及び福利棟の改修計画を策定した。令和7年度から令和9年度にかけて共創交流ゾーンの整備を推進する。令和7年度実績として学生のためのパブリックスペースとして、附属図書館1階及び2階にラーニングコモンズ、学生ラウンジ、プレゼンテーションスペースを整備した。
令和7年4月	国内外への情報発信を強化するため、プロフェッショナルな人材を活用し、ブランディングや広報に力を入れて迅速に取り組んでほしい。	経営協議会	コンサルティング会社と連携し、ブランディングと広報戦略を進めている。また、短期的に強化すべき課題については、チームで取り組んでいる。海外広報も試行的な取組を開始しており、本年はこれらの効果測定を行いながら、留学生の獲得を目指して長期的に取り組んでいく。	広報戦略本部	令和8年3月	コンサルティング会社からの支援を受けて、広報マインド醸成を図るためのインナーブランディングの取組として、教職員向けの研修やワークショップを行っており、来年度も継続的に実施する。また、研究広報についても施策を開始しており、国外発信の強化についても順次進める予定である。
令和7年5月	本学における国際関係業務全体を俯瞰する組織がないため、その業務を担う組織が必要である。	国際産学連携機構	本学における国際関係業務全体を俯瞰する組織がないため、国際産学連携機構「産業人材育成部門」を改編し国際戦略の機能を持たせる部門として新たに「国際戦略部門」を措置、その業務を担うこととした。	国際産学連携機構	令和8年2月	学内各所との調整及び検討を経て、国際産学連携機構「産業人材育成部門」を改編し国際戦略の機能を持たせる部門として新たに「国際戦略部門」を措置することとした。なお、部門改編に伴う規則の一部改正については、国際産学連携機構企画運営会議及び役員副学長会議で了承の後、令和8年2月12日開催の教育研究評議会において審議・了承された。令和8年4月当初から、新たな体制が整備される。
令和7年6月	履修・成績にかかる各種取り決め等について、内容が重複して規定されている事項や内容が古くなっている事項等があり、内容の精査・見直しが必要な状況である。	教務委員会	現行の履修・成績にかかる取り決め等の内容を精査のうえ、運用実態に即した形で規定内容の見直し・修正等を行い、「取扱い」として新規制定・改正を行う。	教務委員会	令和7年9月	現行の教務委員会承認の取り決め等の内容を精査し、1件の取扱いを改正、4件の取り決めを廃止、及び3つの取扱いを新規制定することとし、令和7年度第7回教務委員会（8.20開催）において承認され、令和7年9月から施行した。併せて、学則及び授業科目等に関する規則について、実情に即した内容に改正を行い、同様に令和7年9月から施行している。
令和7年6月	（工学部・工学研究科）事項1、2 改善を要する事項 教務委員会の下、共通教育センターにおいて組織的な自己点検により見直しを行う体制としており、また、学生からの要望等により教育課程や授業科目の見直しについて検討を行っているが、組織的な取組が必ずしも十分とは言えない。そのため、より実質化を図るため、共通教育センターに教職課程の専門部会を置くなど、学修成果や自己点検の結果等を踏まえて組織的かつ継続的に見直しを行う体制及び取組について、検討いただきたい。	令和6年度実施 教職課程の自己評価	教職課程の運営について、組織的かつ継続的に見直しを行う体制を整備するため、令和7年度中に共通教育センターの下に教職課程専門部会を設置する。7月頃から共通教育センター規則の改正（教職課程専門部会設置の条項追加）及び教職課程専門部会設置要綱の制定を行い9月頃までに設置する。	教務委員会	令和7年10月	教職課程の運営について、組織的かつ継続的に見直しを行う体制を整備するため、令和7年9月30日に第4回共通教育センター会議を開催し、共通教育センター規則の改正および教職課程専門部会設置要綱の新規制定について、審議のうえ了承し、10月2日開催の教育研究評議会にて承認された。これを受けて、共通教育センターの下に教職課程専門部会を設置した。

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施組織	対応完了年月	具体的な進捗・改善状況
確認年月	内容	確認した組織・取組（根拠）				
令和7年6月	<p>令和6年度の計画【15-1-2】について、定量的な目標値に達していないことから「I：達成水準を満たしていない」判定となったため、中期計画の達成に向けて改善が必要である。</p> <p>【15-1-2】 法人文書における業務書類を100%電子化する（第4期中期目標期間最終年度までに達成） （基準値）9.7%【R3年度】 （R6目標値）25.0%以上 （R6実績値）13.3% （R7目標値）40.0%以上 （最終目標値）100.0%</p>	令和6年度の計画に係る中期目標・中期計画進捗状況に関する自己評価	<p>・電子決裁システム（Major Flow Z）が試行的運用の段階で止まっていることから、試行的運用を終了し、R7年度から本格稼働を開始することとする。</p> <p>・電子決裁システムの本格稼働と並行して、法人文書ファイルの電子化進捗状況の調査を行い、電子化が進まない文書について担当部署へのヒアリングを実施する。これにより、更なる電子化に向けて課題の抽出・対応を行うとともに、法令等の定めや物理的な理由により電子化が難しい文書を特定し、業務効率を著しく損なうものは電子化の適否の区別を行う。</p> <p>・「電子文書の取扱い（通知）」を最新版に改訂し、周知徹底することにより電子化の促進を図る。</p>	総務課	令和8年3月	<p>・7月31日付で、事務局各課に「電子文書の取扱いと電子決裁システムの本運用について」の通知を行い、電子決裁システム（Major Flow）の本格稼働を実施した。電子決裁システムが本格稼働したことによって、紙文書から電子ファイルへの移行が加速した。さらに、電子文書の適切な管理の徹底及び共有フォルダにおける電子文書の取扱いについて改めて通知を行ったことにより、電子決裁システムと既存のファイルサーバの組み合わせによる文書管理方法が明確化され、法人文書電子化の基盤が整備された。</p> <p>・10月3日に事務局法人文書ファイル電子化の進捗状況調査を実施し、各課の電子化状況及び電子化計画の確認を行った。調査の結果、電子化率が低い部署に重点的にヒアリングを実施したところ、年度途中から文書の保存方法を紙媒体から電子媒体に切り替える過程で、両方の形式が併存する状況が生じていることが判明した。この併存状況を考慮した場合、実際の電子化率は47.4%となり、令和7年度目標値の40%を達成した。</p>
令和7年6月	<p>令和6年度の計画【15-1-3】について、定量的な目標値に達していないことから「I：達成水準を満たしていない」判定となったため、中期計画の達成に向けて改善が必要である。</p> <p>【15-1-3】 デジタル技術の活用による業務の効率化を進め、作業時間を短縮した結果として、事務局常勤職員1人当たり超過勤務時間を対第3期中期目標期間比10%削減する（第4期中期目標期間最終年度までに達成） （基準値）超過勤務時間238時間【第3期平均】 （R6目標値）△5.0%以上減（超過勤務時間226時間） （R6実績値）△0.1%減（超過勤務時間237.7時間） （R7目標値）△6.6%以上減（超過勤務時間222時間） （最終目標値）△10.0%以上減（超過勤務時間214時間） 【いずれかの年度に1回】</p>	令和6年度の計画に係る中期目標・中期計画進捗状況に関する自己評価	毎月開催している事務連絡会議で超過勤務の縮減に向けた取り組みを各課・室に要請するとともに、目標未達の各課・室については理由を明確にし対策を検討する。また総合情報課と連携してデジタル技術を活用した業務改善の成功事例を共有し、デジタル技術を活用した業務改善の啓発を進める。これにより令和8年3月末までに令和7年度の目標値を達成できるよう超過勤務時間数の削減を図る。	人事労務室	令和8年3月	<p>各課・室におけるデータベースシステム活用による業務のデジタル化や生成AI等を活用した業務自動化など、デジタルツールの活用を積極的に推進した。その結果、デジタル技術活用による作業時間削減率は8.8%（第3期基準値比）に達し、既存業務の効率化が着実に進展した。</p> <p>一方で、J-PEAKSや大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業等の新規事業に加え、開学50周年記念事業や大学機関別認証評価といった数年周期の業務が重なったこと、また事務職員の退職や採用数が当初計画を下回る推移となったこと等の影響により、超過勤務時間は増加傾向にある。この状況を受け、組織全体の取り組みとして、毎月の事務連絡会議を通じた超過勤務時間の実績共有と削減要請に加え、全課・室の管理職及び勤務時間担当者へのヒアリングを通じて課題の抽出や解決策の把握に努めており、これらの知見を今後の縮減施策に反映させていく方針である。</p>
令和7年6月	<p>令和6年度の計画AP4-(4)-1について、定量的な目標値に達していないことから「I：達成水準を満たしていない」判定となったため、中期計画の達成に向けて改善が必要である。</p> <p>【AP4-(4)-1】 国際共同研究（※）を第4期中期目標期間最終年度までに、第3期中期目標期間における実績と同水準以上実施する。 （※）ここでの国際共同研究は、研究相手先が海外の機関である共同研究又はGTPを活用した共同研究のいずれか又は双方に該当するものを指す。 （基準値）累計30件【第3期累計】 （R6目標値）累計9件以上 （R6実績値）累計6件 （R7目標値）累計14件以上 （最終目標値）累計30件以上【第4期累計】</p>	令和6年度の計画に係る中期目標・中期計画進捗状況に関する自己評価	<p>(1)現在、新規の国際共同研究契約2件の締結に向け、相手先の海外大学、企業等と契約書内容等の協議を行っており、いずれも令和7年度中に契約締結となる見通しである。</p> <p>(2)国際共同研究契約の件数増加に向けて、Matching HUB Nagaokaのようなイベントにおける海外拠点での企業支援等の活動事例紹介や、国際連携推進部会員に対する新規国際共同研究の実施依頼等を継続して実施する。</p> <p>(3)国際共同研究の件数増加に向けて、日本学術振興会の国際共同研究事業や二国間交流事業等、国際共同研究に関連する事業に継続して申請の上、採択件数の増加を図る。</p> <p>(4)上記(3)に関連し、「GTPを活用した共同研究」以外の「研究相手先が海外の機関である共同研究」について整理することにより、国際共同研究の件数の適正な把握に努める。</p>	<p>○国際産学連携機構（産学連携・地域共創部門）</p> <p>・研究戦略本部（企画戦略部門）</p> <p>・大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業運営委員会（国際連携推進部会）</p>	令和8年3月	外部資金事業への継続的な申請と採択件数の確保に努めるとともに、研究相手先が海外機関である共同研究全般を把握対象とするよう定義の適正化を行った。また、多文化共修に向けた地域課題の把握や共同講義のマッチングを進め、教育面での活用基盤を整備した。これにより、評価指標を上回る成果の創出と、実効性の高い教育・研究推進体制につながった。
令和7年8月	<p>①セミナーの内容が非常に参考になった。また高専間の情報交換も有意義であり、今後も継続して開催してほしい。</p> <p>②2日間の開催およびハイブリッド開催については人員的な負担が大きい。</p> <p>③電子ジャーナル、図書館システムの共同調達を今後も継続して欲しい。</p>	高等専門学校及び技術科学大学図書館情報交流会	引き続き、図書館業務に役立つプログラム内容および会の運営を共催である国立高専機構と協力して行う。開催の日数、方法および会場については、今後に向けて検討を行うこととした。	総合情報課	令和7年9月	国立高専機構と協議の上、来年度は、開催日数を1日に短縮し、会場を東京学芸大学にして実施する予定としている。ハイブリッド開催についても、後日動画共有を検討中である。

改善・向上が必要と確認された事項			対応計画	計画の実施組織	対応完了年月	具体的な進捗・改善状況
確認年月	内容	確認した組織・取組（根拠）				
令和7年11月	①大学の敷地外でたばこを吸わないよう、大学内に喫煙場所を設置していただきたい。 ②クマ対策をしてほしい。 ③学生及び大学関係者の交通マナーの遵守と向上をお願いしたい。 ・一時停止、横断歩道等のマナー向上 ・自転車の無灯火走行 ・長峰町主要道路（大通り）において、スピードを出して走る車が多く、非常に危険である。	地元懇和会	①大学構内に指定喫煙場所を設置し、喫煙者に対しては、周辺環境への配慮を呼びかけるとともに、指定喫煙場所での喫煙の徹底を行う。 ②クマの出没リスクを低減するため構内の環境整備を行う。 ③学生及び大学関係者の交通マナーの遵守と向上を呼びかける。	安全衛生管理委員会	令和7年11月	①新たに「喫煙対策基本指針」を策定し、大学構内に3カ所の指定喫煙場所を設置した。利用希望者には禁煙に関する講演会動画の視聴と届出申請を必須とし、併せて禁煙支援の提供及び喫煙マナーの啓発を行った。 ②熊は柿の木の近くに集まることから、大学敷地内にあった柿の木を伐採する対応を行った。また、深沢町内で熊が目撃された際には、大学内に注意喚起を行うとともに、看板の設置等の対応を行った。 ③学生には、学生向けガイドブックでの周知に加え、11/12（水）に長岡警察署の安全運転講習の際に自動車運転に関するルールの周知も実施した。教職員については、特に危険が高まる冬期間において重点的に、安全運転を呼び掛ける注意喚起を全学的に行った。
令和7年11月	①開催日程・形式について、高専行事との重複を避けて開催を検討してほしい。ハイブリッド開催を検討してほしい【機械系参加者、電気電子情報系参加者】 ②OB・OG（現役の技科大生）の様子を見たい。ポスター発表など印象に残っている【機械系参加者】 ③高専の保護者に貴学の良さがPRできる資料や機会【情報・経営システム系参加者】 ④貴学と連携している企業との連携体制を高専でも構築（貴学-企業様-本校）【情報・経営システム系参加者】 ⑤共同研究を通じた高度人材育成面での連携【情報・経営システム系】	高専-長岡技科大教員交流研究集会	①～⑤令和8年1月の高専連携室会議にて共有した。	高専連携室	①令和8年1月 ②令和8年2月 ③～⑤ 令和8年1月	①令和8年度開催分（物質生物系、環境社会基盤系）においてはハイブリッド開催を予定している。 ②令和8年度から、高専との共同研究助成において成果発表を目的とした「セミナー」の開催を推奨する新制度をスタートさせた。このセミナーに本学学生が参加することにより、自身の研究成果を発表し、成長した姿を母校の高専教員に披露することが可能となった。 ③オープンキャンパス、リモート大学説明会、ラボマッチングデー開催時に、本学の良さ・強みをPRするための保護者向け説明会を実施している。 ④⑤「高専との共同研究」助成事業を実施しており、将来的に企業を含めた三者間連携や公募型事業（JST等）への共同申請を視野に入れた研究を優先的に採択している。
令和7年11月	①HPをもっと分かりやすくしてほしい。 ②広報にもっと力を入れてほしい。	名誉教授懇談会	①公式ウェブサイトについては、ターゲット層に応じたコンテンツの整理、ディレクトリや階層の見直しを行い、昨年3月末にリニューアルを行ったが、引き続き改善を行う。 ②令和7年4月に広報戦略本部を設置し、全学広報だけでなく、入試広報、研究広報の強化を図る。	①広報委員会 ②広報戦略本部	令和8年3月	①ステークホルダーが必要とする情報への利便性向上のため、公式ウェブサイトのリニューアル後も表示の見直しやニュース投稿機能の強化など一部改修を行った。 ②全学広報の取組としては、教職員の広報マインド醸成を図るためのインナーブランディングの取組として広報の心得を策定し、研修やワークショップを行った。入試広報の強化については、職員だけではなく教員も一体となり高校訪問を実施したほか、ステークホルダーのニーズに合わせた資料の見直し、オンライン説明会を実施した。また、研究成果のプレスリリースの様式の見直しや、研究成果の情報発信を強化するための施策を進めている。
令和7年11月	研究支援に関する法令遵守体制について、規則に基づく体制（責任者含む）やその運用状況が一部不明確である。このため、規則と実態を点検し、例えば学内委員会等一覧へ追加などによる体制の明確化及び所要の規則改正が必要である。	大学評価委員会	調査の結果、「研究インテグリティの確保に関する規程」と「安全保障輸出管理規程」について、「理事の職務分担及び任期等について」及び「副学長の職務分担及び任期等について」における設定に相違があったことが確認できたため、関係規則を改正する。また、危険物貯蔵庫管理、毒劇物の管理、高圧ガス危害予防については、関係規則に担当委員会の設定がなかったため、規則改正を検討するとともに、学内委員会等一覧へ追加する。	産学連携・研究推進課	令和8年3月	「理事の職務分担及び任期等について」及び「副学長の職務分担及び任期等について」については学内規則の改正が行われた。 また、危険物貯蔵庫管理、毒劇物の管理、高圧ガス危害予防については、規定設置当時と現在との環境・事情等に異なる部分があるため、令和8年度において現在の実情に合わせて、改めて学内規則を見直すこととした。
令和7年11月	研究倫理に関する講演会の受講者数が少ない。「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び本学の規則に則り、研修実施方法及び受講者の確認方法について見直しが必要である。 加えて、現在のコンプライアンス取組計画では、研究費執行、研究倫理、コンプライアンス・内部統制のうち1回以上の受講を義務付けていること、また、別途APRIN eラーニングプログラムの受講依頼もあることから、受講すべき研修がわかりにくいことも受講者が少ない要因となっている。コンプライアンス取組計画、APRIN eラーニングプログラムも含めて、受講対象者がわかりやすい研修計画を示す必要がある。	大学評価委員会	・これまで、各制度ごとに外部講師を招聘、講演会等として実施してきた研究倫理等に関する研修を、令和8年度以降は基本研修と特別研修に再編し、基本研修についてはAprinを活用し研究インテグリティ、安全保障輸出管理等を含む「研究コンプライアンス研修」として包括的に実施することとし、特別研修については制度改正等、必要が生じた時に外部講師を招くなどして対応することとする。 ・コンプライアンス取組計画の表の項目及び各項目でカバーする研修等の内容の再編を行い、教職員が受講を要する研修を明確にする。（別紙参照） ・わかりづらさの原因となっている「3つの研修のうち1つ以上の受講を義務付ける」取扱を廃止し、表に掲げた研修のうち全教職員必須とした研修は全員の受講を徹底させる。	○研究倫理委員会 コンプライアンス室 財務課	令和8年3月	令和8年度より、研究インテグリティ、研究倫理、利益相反、安全保障輸出管理をパッケージ化して基礎研修と応用研修に再編、教職員の負担軽減にも配慮しながら毎年受講が義務付けられている研究インテグリティとその他の事項を二つセットにし、3年で周回することとしてAprinを利用して基礎研修とする。応用研修については時期の要請や制度改正等を勘案し、4つのメニューから適宜選択して対面形式の研修を実施することとしている。合わせて、学内HPを更新し、研究コンプライアンス制度の理解の増進を図ることとしている。